

2020年7月15日

生命保険窓販新商品の取扱開始について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、2020年7月16日（木）より、新たに生存給付金付養老保険「プレミアストーリー2」の取り扱いを開始いたします。

大切なご資産を「次の世代につないでいく」生前贈与のニーズは高まっている一方、贈与の都度、贈与契約書を作成する必要がある等、その手続きは煩雑です。

本商品の「かんたん生前贈与プラン」では、ご家族に生存給付金を渡す「生前贈与」の仕組みを、贈与契約書の作成不要で作ることが可能です。

当行では、今後とも、生命保険窓販商品のラインナップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 新規取扱商品

商品名	『プレミアストーリー2』
商品分類	生存給付金付養老保険（通貨指定型）
特徴	<p>大切な資産を“活かす”2つのプランから選択できます</p> <p>(1)「かんたん生前贈与プラン」 第一フロンティア生命が発行するお支払通知を贈与の記録として利用できるため、「贈与契約書」の作成は不要です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時払保険料(生存給付金・満期保険金)の全額を贈与できます。 ・贈与回数は最短5回から選択できます。 ・3名まで同時に贈与できます。 <p>(2)「たのしみ自分年金プラン」 生存給付金を年金のように毎年受け取ることができるプランです</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨の好金利でふやして受け取れます。 ・契約後すぐに受け取れます。 ・ご自身が万が一の場合でも受け取りをリレーできます。
引受保険会社	第一フロンティア生命

※詳細は、別紙の商品概要書をご覧ください。

2. 取扱店

当行本支店

※一部お取り扱いできない店舗があります。

3. 取扱開始日

2020年7月16日（木）

以上



足利銀行



めぶきフィナンシャルグループ

足利銀行

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 〒320-8610

TEL.028-622-0111(大代表) www.ashikagabank.co.jp

プレミアストーリー2

生存給付金付養老保険(通貨指定型)

商品概要・募集補助資料



大切な資産を“活かす”2つのプランから選べる外貨建の定額養老保険です。

かんたん 生前贈与プラン

保険のしくみで、ご資産を大切なご家族へ“つなぎ”ます。

- 一時払保険料の全額を贈与できます。
- 3名まで同時に贈与できます。

たのしみ 自分年金プラン

外貨の好金利で運用し、ご資産の“寿命”をのびします。

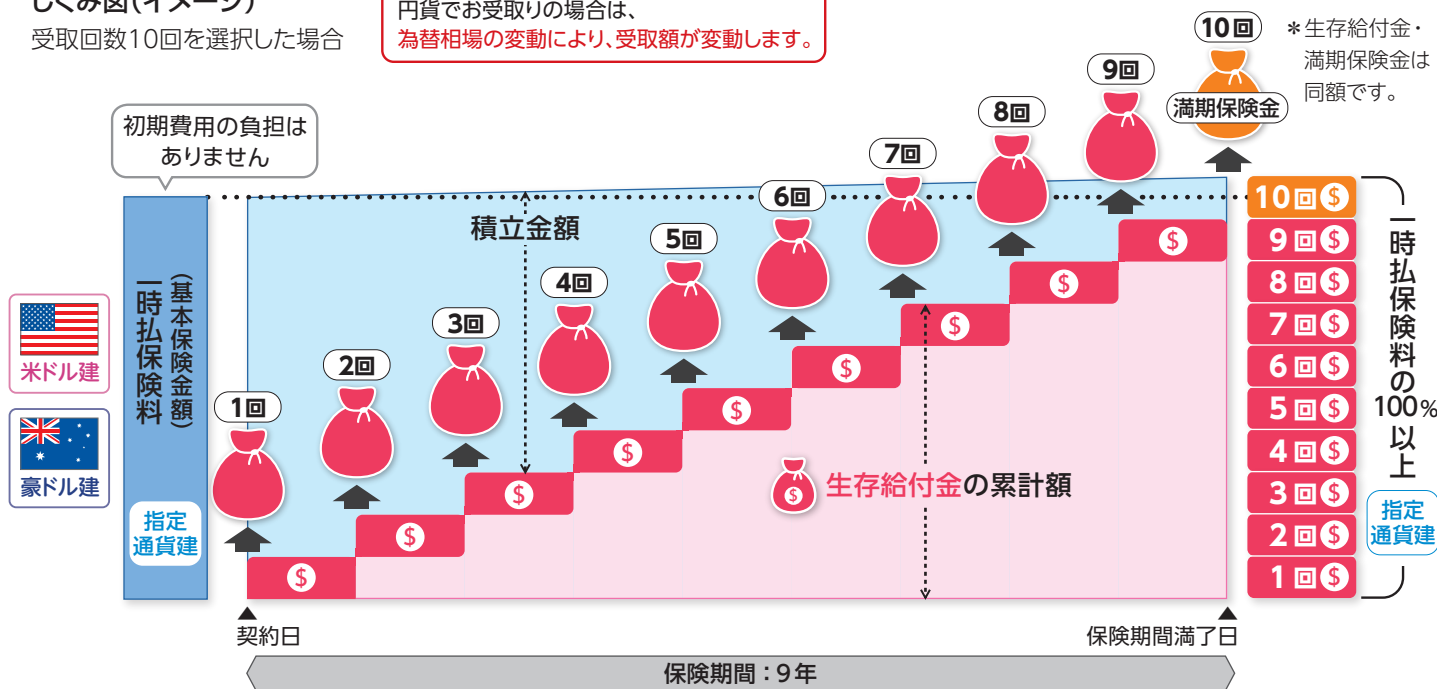
- 外貨の好金利で確実にふやして、受け取れます。
- ご自身が万一の場合でも、受取りをリレーできます。

- 生存給付金・満期保険金の金額は、契約時に外貨建で確定します。
- 1回目の生存給付金は、契約後すぐに受け取れます。

しくみ図(イメージ)

受取回数10回を選択した場合

円貨でお受取りの場合は、
為替相場の変動により、受取額が変動します。



* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の生存給付金額、積立金額などを保証するものではありません。
 * 現在の積立利率につきましては、募集代理店または第一フロンティア生命お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

当資料は、この商品のすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」「積立利率のお知らせ」「設計書」「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

[募集代理店]

株式会社足利銀行

〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4-1-25
TEL.028-622-0111(大代表)

[引受保険会社]

第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1大崎ウィズタワー
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>
お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-876-126**
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

登)B19F0295(2020.1.17) F6469-01 '20年3月作成 ラ

1 保険の目的・特徴

保険の目的

本商品は、大切な資産を“活かす”2つのプランから選べる外貨建の定額養老保険です。

保険の特徴

生前贈与プラン 一時払保険料の全額を、3名まで同時に贈与できます。

自分年金プラン 外貨の好金利で確実にふやして受け取り、ご自身が万一の場合でも受け取りをリレーできます。

<プラン共通> ・生存給付金・満期保険金の金額は、契約時に外貨建で確定します。

・1回目の生存給付金は、契約後すぐに受け取れます。

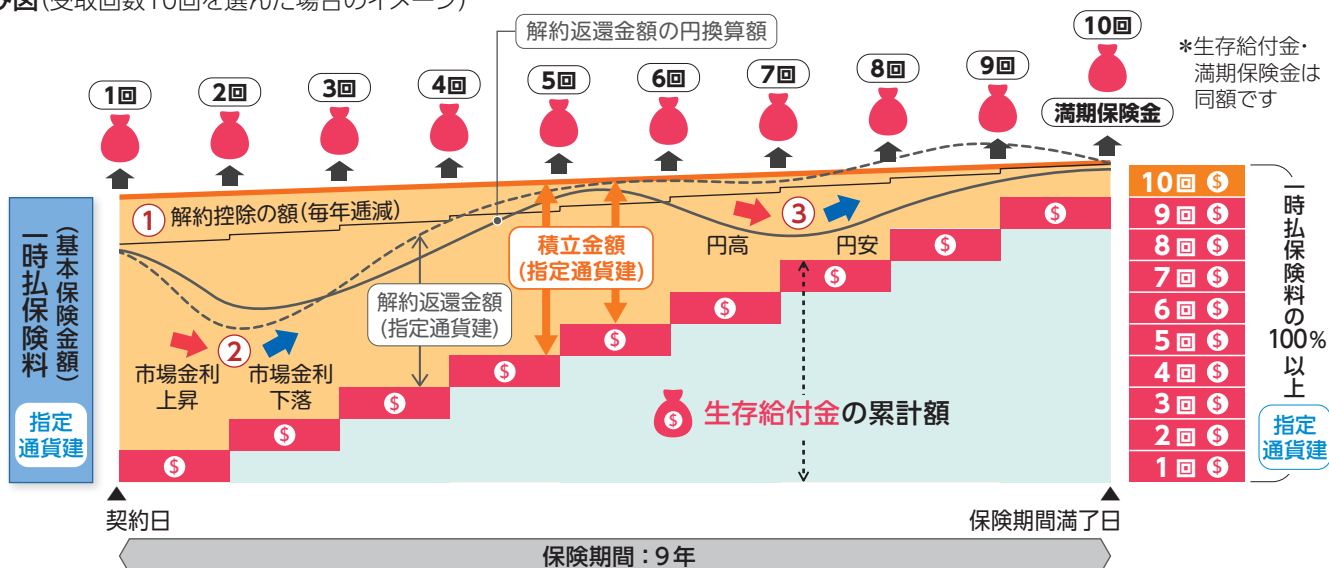
保険のしくみ

1 貯蓄機能のしくみ

●この保険は、一時払保険料を積立利率※1をもとにふやしながら、ご契約時に決めた回数の給付金を毎年お受け取りいただけます。

※1 指定通貨および保険期間に応じた指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引いた利率で、毎月2回(1日と16日)設定されます。

しくみ図(受取回数10回を選んだ場合のイメージ)



参考 解約時の受取額の変動要因について

- ① ご契約から解約までの期間が短い場合、解約控除の額(解約時費用)が大きいため、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」は一時払保険料を下回る可能性が高くなります。
- ② 解約返還金額は、市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価値の変動を反映(市場価格調整)させます。したがって、解約時の市場金利が契約時に比べ上昇した場合、解約返還金額は積立金に対して減少し、また、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」が一時払保険料を下回ることがあります。▶P4
- ③ 解約返還金および生存給付金を円貨で受け取る場合、為替相場の変動により、その合計額が一時払保険料の円換算額を下回ることがあります。▶P4

●被保険者の死亡前の解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{満期保険金などに充てる積立金額} + \left[\text{生存給付金などに充てる積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率} \times 2) \right] - \text{解約控除の額} \times 2$$

※2について、くわしくは▶P8を参照ください。

●具体的な生存給付金額、満期保険金額、積立金額、解約返還金額は、「設計書」をご確認ください。

2 保障機能のしくみ

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金および遺族年金をお支払いします。
- 外貨建の死亡保険金、遺族年金、およびそれまでの生存給付金の合計額は、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
⚠ それらを円貨で受け取る場合、為替相場の変動により、その合計額が一時払保険料の円換算額を下回ることがあります。
- 死亡保険金額・遺族年金額は以下のとおりです。

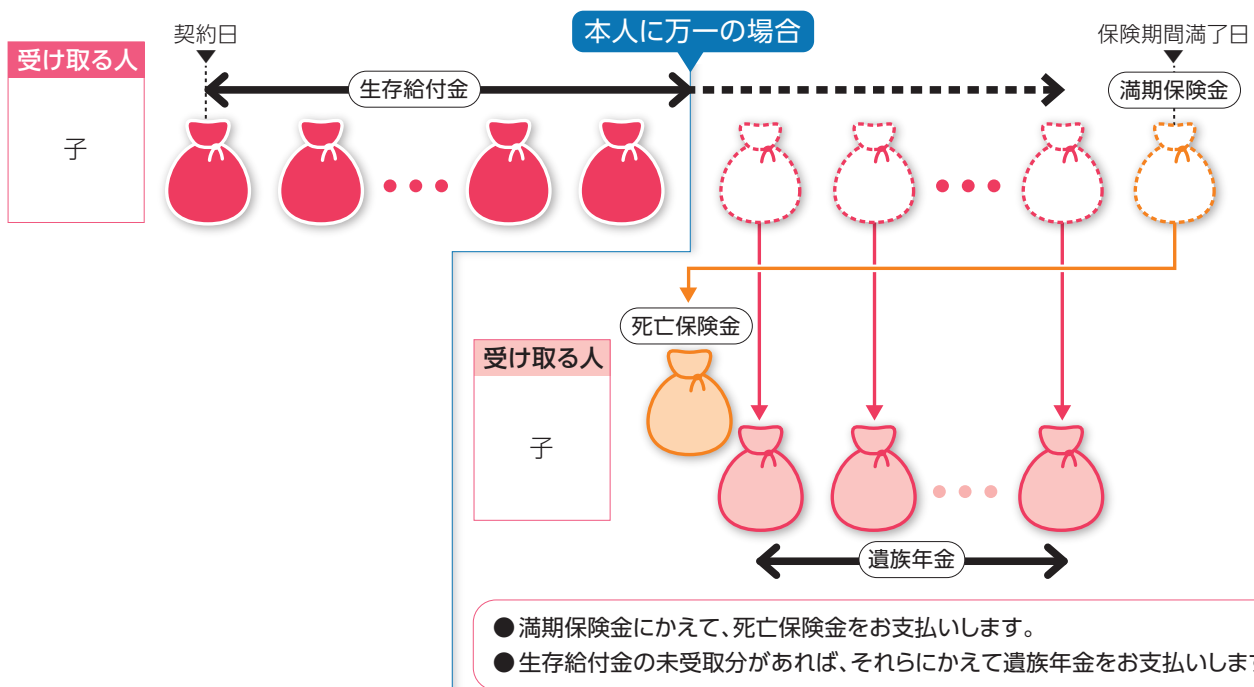
	被保険者の死亡時期(契約日から起算)	
	2年以内	2年経過以後
死亡保険金額	満期保険金などに充てる積立金*	満期保険金と同額
遺族年金額	生存給付金と同額	

※被保険者が死亡されたときの金額で、満期保険金額を下回ります。ただし、この場合でも「外貨建の死亡保険金、遺族年金、およびそれまでの生存給付金の合計額」は、外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

- 契約者と被保険者が同一人、かつ死亡保険金受取人(遺族年金受取人)が別人の場合、死亡保険金額および遺族年金を受け取る権利(年金受給権)の評価額が相続税の対象となります。
受取人が相続人である場合、この年金受給権の評価額は、死亡保険金額と同様、相続税法第12条(生命保険金の非課税枠)が適用されます。

しくみ図 (生前贈与プランを選んだ場合のイメージ)

契約者	本人	被保険者	本人	生存給付金受取人	子	死亡保険金受取人 (遺族年金受取人)	子
-----	----	------	----	----------	---	-----------------------	---



- 具体的な死亡保険金額は、「設計書」をご確認ください。

2 リスク

- この商品は、為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。
- ご契約にあたっては、本商品にかかるリスクについて十分ご確認ください。

本商品の主なリスク

リスク	リスクの内容																			
為替変動リスク	<p>●生存給付金・満期保険金および死亡保険金・遺族年金の金額は、為替相場の影響を受けます。</p> <p>⚠ それらを円貨で受け取る場合、為替相場の変動により、その合計額が一時払保険料の円換算額を下回ることがあります。</p> <p>*「円貨支払特約」などの特約の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額(25銭~50銭)を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります(為替レートは、2020年2月現在の数値であり、将来変更することがあります)。 *為替レートの変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。</p> <p>〈為替の影響の例〉 *実際にお取扱いできる金額とは異なります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>契約時</p> <p>1米ドル=100円</p> <p>¥ 100万円 → \$ 1万米ドル (=100万円÷100円)</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>受取時</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>円安</p> <p>1米ドル = 120円</p> <p>→ ¥ 120万円 (=1万米ドル×120円)</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> <p>円高</p> <p>1米ドル = 80円</p> <p>→ ¥ 80万円 (=1万米ドル×80円)</p> </div> </div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>契約時の100万円に対して…</p> <p>20万円のプラス</p> <p>20万円のマイナス</p> </div> </div>																			
金利変動リスク	<p>●解約返還金額は、市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価値の変動を反映(市場価格調整)させます。一般的に市場金利が上昇すると債券価格は下落するため解約返還金額は減少し、市場金利が低下すると債券価格は上昇するため解約返還金額は増加します。</p> <p>⚠ 「解約返還金額とそれまでの生存給付金の合計額」などは、一時払保険料を下回ることがあります。</p> <p>〈市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>1 解約の際の市場金利が、契約時と比べて上昇した場合</p> <p style="text-align: center;">解約返還金額</p> <p style="text-align: center;">市場金利</p> <p style="text-align: center;">通常、解約返還金額が減少します</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>2 解約の際の市場金利が、契約時と比べて低下した場合</p> <p style="text-align: center;">市場金利</p> <p style="text-align: center;">解約返還金額</p> <p style="text-align: center;">通常、解約返還金額が増加します</p> </div> </div> <p>*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「積立利率」が算出されます。</p> <p>〈解約返還金額の例〉</p> <p>男性、75歳、指定通貨：米ドル、受取回数：10回(保険期間：9年)、積立利率：1.20%、一時払保険料：100,000米ドル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">経過年数</th> <th colspan="2">解約返還金額 + 受取累計額(米ドル)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">解約時の積立利率の変動幅</th> </tr> <tr> <th>1.0%上昇</th> <th>1.0%低下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>91,705</td> <td>96,647</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>3年</td> <td>① 97,653</td> <td>② 100,344</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>101,913</td> <td>103,007</td> </tr> <tr> <td>9年</td> <td>105,331</td> <td>105,331</td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <p>経過年数3年の金額(解約控除も加味)</p> <p>① 解約時の積立利率が、契約時と比べて1.0%上昇した場合</p> <p style="text-align: center;">一時払保険料 > 解約返還金額 + 受取累計額</p> <p style="text-align: center;">100,000米ドル > 97,653米ドル</p> <p>② 解約時の積立利率が、契約時と比べて1.0%低下した場合</p> <p style="text-align: center;">一時払保険料 < 解約返還金額 + 受取累計額</p> <p style="text-align: center;">100,000米ドル < 100,344米ドル</p> </div> <p>*上記の前提条件である、受取回数10回(保険期間9年)の場合、解約控除率は、経過年数<1年未満>5.70%から<8年以上9年未満>0.00%まで1年ごとに低下していきます。</p> <p>*上表に記載の「受取累計額」は、それまでの生存給付金の合計額です。また、「解約返還金額 + 受取累計額」は、経過年数ごとの給付金支払日の前日に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨ててにより表示しています。</p>	経過年数	解約返還金額 + 受取累計額(米ドル)		解約時の積立利率の変動幅		1.0%上昇	1.0%低下	1年	91,705	96,647	3年	① 97,653	② 100,344	5年	101,913	103,007	9年	105,331	105,331
経過年数	解約返還金額 + 受取累計額(米ドル)																			
	解約時の積立利率の変動幅																			
	1.0%上昇	1.0%低下																		
1年	91,705	96,647																		
3年	① 97,653	② 100,344																		
5年	101,913	103,007																		
9年	105,331	105,331																		

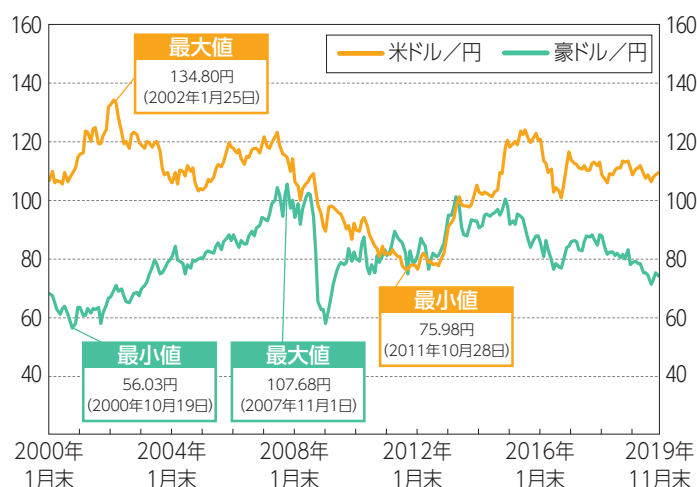
⚠ 上記の為替変動リスクおよび金利変動リスクは、複合的に発生する場合があります。そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

〈例〉円安が進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、同時に金利が上昇していたため、市場価格調整により解約返還金額が減少し、損失が生じた。

参考情報

1.為替レートの推移

(2000年1月～2019年11月末)(単位:円)



Bloombergデータをもとに作成
 *対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成
 (最大値、最小値は日次データを集計)

2.市場金利の推移

(2000年1月～2019年11月末)(単位:%)



Bloombergデータをもとに作成
 *対象期間について、月次データ(月末値)を集計

3.外貨建金融商品への投資シミュレーション

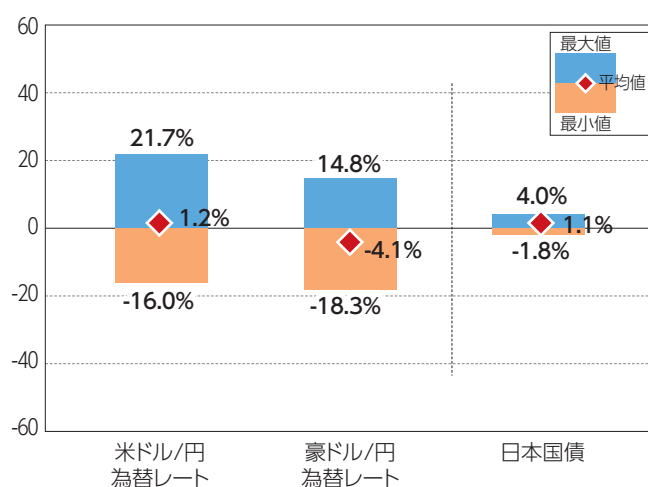
(2000年1月～2019年11月末)(単位:万円)



Bloombergデータをもとに作成
 *利回りが2%(年複利)の指定通貨建の金融商品へ、2000年1月末に1,000万円投資した場合の円建価格の推移

4.為替レートと日本国債の騰落率の比較

(2014年12月～2019年11月末)



Bloombergデータをもとに作成
 *騰落率とは、1年間で価格がどれだけ変化したかを%で表示したものです。
 *2014年12月から2019年11月まで5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 *日本国債の指数:日本長期国債先物

その他の留意点

●クローリング・オフ制度

- ・この保険には、クローリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含む)であれば、書面によりクローリング・オフすることができます。
- ・クローリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クローリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クローリング・オフに伴いご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合※1	円貨※2	円貨※3
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※4	外貨※5

- ※1 「保険料円貨入金特約」をお取り扱いしない代理店もあります。
- ※2 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。
- ※3 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。
- ※4 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。
- ※5 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。
 ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料
 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料
 ③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)
- * 「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。



すでに生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしている場合は、そのお支払いした額を当社へ全額返還いただきます。また、すでにお申込者などに生存給付金をお支払いしている場合は、一時払保険料からお支払いした額を差し引いてお申込者などにお返しいたします。

●生命保険会社が経営破綻した場合等

- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- ・保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。
- *上記の他、ご契約のお申込みの際し特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」として、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」に記載しております。

3 実質的な利回り

- 一時払保険料に対する、「保険期間満了時の満期保険金とそれまでの生存給付金の合計額」の利回り(年複利)を「実質的な利回り」としています。(外貨ベース)

【実質的な利回りのイメージ(例)】

(前提)ご契約年齢が80歳、米ドル、2019年12月1日時点の積立利率の場合

受取回数(保険期間)	積立利率	実質的な利回り	
		男性	女性
5回(4年)	0.05%	0.024%	0.024%
7回(6年)	0.06%	0.029%	0.029%
10回(9年)	0.37%	0.177%	0.180%
15回(14年)	0.38%	0.179%	0.183%

受取回数(保険期間)	積立利率	実質的な利回り	
		男性	女性
20回(19年)	0.39%	0.183%	0.186%
25回(24年)	0.40%	0.188%	0.190%
30回(29年)	0.41%	0.193%	0.194%

*小数第4位以下を切捨てにより表示しています。





- 保険期間満了時以外の日付で解約した場合の利回りを保証するものではありません。
- ご契約のすべての期間において解約返還金および生存給付金を円貨で受け取る場合、為替相場の変動により、その合計額が一時払保険料の円換算額を下回る場合があります。
- ご契約から解約までの期間が短い場合、解約控除の額(解約時費用)が大きいため、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」は一時払保険料を下回る可能性が高くなります。
- 実質的な利回りは外貨ベースの利回りであり、円ベースの利回りではありません。

- 具体的な積立利率、実質的な利回りは、「設計書」をご確認ください。

4 手続き、諸費用等

ご契約の引受条件等

指定通貨	 米ドル  豪ドル							
積立利率	毎月1日と16日の月2回設定 <small>*契約日の積立利率が保険期間満了日まで適用されます</small>							
受取回数(保険期間) および 契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)	受取回数 (保険期間)	5回 (4年)	7回 (6年)	10回 (9年)	15回 (14年)	20回 (19年)	25回 (24年)	30回 (29年)
	男性	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～85歳	0～80歳
	女性	76～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～90歳	0～89歳
生存給付金受取人 (満期保険金受取人)	生前贈与プラン	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定 <small>*3名まで指定できます。ただし、契約者と被保険者が別人の場合は、被保険者1名のみ指定可能です。</small>						
	自分年金プラン	ご契約者						
		<small>*生存給付金受取人(満期保険金受取人)は、被保険者の同意を得て、変更できます。</small>						
死亡保険金受取人 (遺族年金受取人)	被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定 <small>*上記の該当者がいない、あるいは高齢であるなど合理的な理由がある場合は、4～6親等の血族を指定することも可能です。</small>							
生存給付金・満期保険金の 円換算額の上限額指定(贈与額)	10万円以上(1万円単位)							
一時払保険料 もしくは各払込金額 <small>*ご契約時の金利情勢など によっては、お取り扱い できない指定通貨・受取 回数(保険期間)があります。</small>	最低	<ul style="list-style-type: none"> ●指定通貨入金 30,000米ドル・30,000豪ドル ●円貨入金 300万円 ●外貨入金 30,000米ドル・30,000豪ドル 						
	最高	9億円相当額						
付加できる特約	保険料円貨入金特約、保険料外貨入金特約、円貨支払特約、生存給付金等の円貨支払特約							
解約返還金	あり	配当金	なし	告知・診査方法	不要			

*くわしくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」をお読みください。

税務の取扱い

保険料	一般の生命保険料控除の対象となります。		
生存給付金	契約形態	課税の種類	
	契約者と生存給付金受取人が別人(生前贈与プラン)	贈与税	
	契約者と生存給付金受取人が同一人(自分年金プラン)	所得税(雑所得)+住民税	
満期保険金	契約形態	受取回数5回 (保険期間4年)	左記以外
	契約者と生存給付金受取人が別人(生前贈与プラン)	贈与税	
	契約者と生存給付金受取人が同一人(自分年金プラン)	20.315%源泉分離課税	所得税(雑所得)+住民税
死亡保険金	ご契約者と被保険者が同一人の場合、相続税の対象となります。 <small>*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。</small>		
解約返還金	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額	
	20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税	



ここに記載の税務のお取扱いは2020年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

負担していただく費用

- この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

すべてのご契約者に負担していただく費用		
契約時費用	なし	ご契約の締結に必要な費用です。
保険期間中にかかる費用	あり	死亡保険金を支払うための費用を、死亡保険金の支払事由の発生前において、積立金から控除します。 *上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。 また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。

特定のご契約者に負担していただく費用																		
解約控除	あり	<p>ご契約を解約・減額する場合や、遺族年金の一括受取を行う場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。</p> <p>解約控除 = 基本保険金額 × 以下の解約控除率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受取回数 (保険期間)</th> <th>5回 (4年)</th> <th>7回 (6年)</th> <th>10回 (9年)</th> <th>15回 (14年)</th> <th>20回 (19年)</th> <th>25回 (24年)</th> <th>30回 (29年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>2.25%~ 0.00%</td> <td>3.50%~ 0.00%</td> <td colspan="2">5.70%~0.00%</td> <td colspan="3">6.50%~0.00%</td> </tr> </tbody> </table>	受取回数 (保険期間)	5回 (4年)	7回 (6年)	10回 (9年)	15回 (14年)	20回 (19年)	25回 (24年)	30回 (29年)	解約控除率	2.25%~ 0.00%	3.50%~ 0.00%	5.70%~0.00%		6.50%~0.00%		
受取回数 (保険期間)	5回 (4年)	7回 (6年)	10回 (9年)	15回 (14年)	20回 (19年)	25回 (24年)	30回 (29年)											
解約控除率	2.25%~ 0.00%	3.50%~ 0.00%	5.70%~0.00%		6.50%~0.00%													
その他の費用		<ul style="list-style-type: none"> ●「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」などの特約の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額(25銭~50銭)を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります(為替レートは、2020年2月現在の数値であり、将来変更することがあります)。 *TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。 ●この他に外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。 																

- 解約返還金額等の計算に用いる市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.50\%} \right] \text{調整年数}^*$$

*保険期間の満了日までの月数などに基づいて計算します。

! 「解約返還金計算日の積立利率」が、「適用されている積立利率」-0.50%より高い場合、解約返還金額に市場価格調整が与える影響はマイナスになります。

*くわしくは、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」をお読みください。

募集代理店が受け取る販売手数料について

販売手数料は、販売時のコンサルティングや契約後のアフターフォロー等の対価として、以下の支払率を乗じた金額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。

受取回数(保険期間)	契約時手数料 (一時払保険料に対して)	継続手数料 (積立金額または未払遺族年金の現価に対して)(年率)	支払期間(最長)
5回(4年)	1.00%	—	—
7回(6年)	2.00%		
10回(9年)	4.00%	0.10%	7年
15回(14年)・20回(19年)			
25回(24年)・30回(29年)	4.70%	0.25%	10年

販売手数料は、お客さまにご負担いただく諸費用に追加して別途ご負担いただくものではありません。